

# 会計・監査をめぐる最近の状況について

## 1. 会計関係

### (1) 國際的な動向

- ① EUにおける外國会計基準の同等性評価
- ② 企業会計基準委員会(ASBJ)と国際会計基準審議会(IASB)との共同プロジェクト

### (2) 国内の動向

- ① 会社法制の現代化
- ② ASBJによる基準策定状況

## 2. 監査関係

### (1) ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応

- ① 財務報告に係る内部統制の有効性評価
- ② 監査法人における内部統制の強化・品質管理の向上等

### (2) 国際監査基準をめぐる動向

## 3. その他

### (1) 金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける審議状況

### (2) 金融改革プログラムの策定

# 関 係 資 料

平成 17 年 1 月 28 日

金 融 庁

## 会計基準をめぐる国際的な動向について

### 1. EUにおける外国会計基準の同等性評価

- (1) EU(欧洲連合)においては、2005年から域内企業にIAS(国際会計基準)の使用を義務付け。EU域内で資金調達を行う域外企業にも、2007年以降、IAS又はこれと同等の基準の使用を義務付け。
- (2) EC(欧洲委員会)は、日本基準、米国基準、カナダ基準について、IASとの同等性の評価を行うことを決定。
- (3) ECは、CESR(欧洲証券規制当局委員会:EU各国の証券規制当局から構成)に対して、2005年6月末までに、3か国の各会計基準について、同等性評価に関する技術的助言を行うよう要請。ECは、CESRの技術的助言を踏まえて、2005年12月末までに同等性評価に関する最終決定。
- CESRは、第1段階として、2005年1月に、同等性の意味、同等性の技術的評価の方法、基準等を明らかにする「概念ペーパー」を策定予定。
  - CESRは、第2段階として、概念ペーパーを踏まえて、2005年6月末までに、日・米・加の会計基準の同等性をそれぞれ技術的に評価。
  - ECは、ESC(欧洲証券委員会:EU各国の財務省等で構成)の投票を経て、2005年12月末までに、同等性を最終決定。

## 会計基準の国際比較－主な日本基準、国際会計基準(IAS/IFRS)、米国基準の概要

会計基準	項目	日本基準	国際会計基準(IAS/IFRS)	米国基準
金融商品	有価証券の評価	分類により、時価ないし償却原価(債券) 割引将来キャッシュフロー	分類により、時価ないし償却原価(債券) 割引将来キャッシュフロー	分類により、時価ないし償却原価(債券)
	貸倒見積高の算定/減損の測定	法的保全の要件もあり (財務状況要美アプローチ)	法的保全の要件なし (主としてリスク・経済価値アプローチ)	割引将来キャッシュフロー 法的保全の要件あり (財務状況要美アプローチ)
	デリバティブの評価	時価	時価	時価
	ヘッジ会計	ヘッジ会計の要件を満たす場合	ヘッジ会計の要件を満たす場合	ヘッジ会計の要件を満たす場合
企業結合	基本的方法	ペーチェス法	ペーチェス法(審議中)	ペーチェス法
	持分アーリング法	厳格な要件を満たした場合のみ例外的使用	ペーチェス法の方(審議中)	ペーチェス法の方(審議中)
資産の減損	のれん	厳格に償却及び減損	非償却、減損の方(審議中)	非償却、減損のみ
	ダブルピニング	既に独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位	既に独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位	既に独立したキャッシュフローを生み出す最小の単位
	減損の兆候	評価する	評価する	評価する
	認識テスト	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	回引前将来キャッシュフロー
退職給付	測定	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	回収可能額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方)	公正価値
	減損損失の戻入れ	戻入されない	戻入され(のれんを除く)	戻入されない
	負債の計上	退職給付債務に未記載の過去勤務債務及び 修理計算上の差異を加算し、年金資産を控除	退職給付債務の過去勤務債務及び 修理計算上の差異を加算し、年金資産を控除	退職給付債務
	数理計算上の差異	厳格に全額償却対象	回転超過分を償却	回転超過分を償却
税効果	最小負債の計上	最小	最小	未積立累積給付債務を計上
	基本的方法	資産負債法	資産負債法	資産負債法
連結財務諸表	繰延税金資産の計上	回収可能性/実現可能性による	回収可能性/実現可能性による	回収可能性/実現可能性による
	開発費の処理	費用	資産	費用
	子会社の範囲	支配力基準	支配力基準	持株基準
投資不動産	少数株主持分の表示	資本と資本の間	資本	資本と資本の間
	測定	原価	原価	一般的な原価

※整合的処理:

## 2. ASBJとIASBとの共同プロジェクト

(1) 2004年10月12日に、企業会計基準委員会(ASBJ)及び国際会計基準審議会(IASB)から、会計基準のコンバージェンスを最終目標として、現行基準の差異を可能な限り縮小する共同プロジェクトの立上げに向けて協議を開始した旨を記者発表。

(参考) IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は、2002年9月の合意(「ノーウォーク合意」)に基づき、コンバージェンスに向けた取組みを進めている。

(2) 2005年1月21日に、ASBJとIASBの間で、本プロジェクトの進め方についての記者発表。

主な合意事項は次のとおり

- 会計基準の差異を縮小することを目的として、基準の差異を識別し、複数のフェーズに分けて検討項目とされた個々の基準の差異を比較検討する。
- 第1フェーズでは、2004年3月31日時点で存在する基準を対象範囲とし、
  - ① IASBとFASBとの共同プロジェクトで検討中、あるいは検討予定の基準
  - ② 差異が概念フレームワークや基本的な考え方の相違に起因する基準
  - ③ 最近開発した基準
  - ④ 法制度の制約のある、または日本の適用が現状では考えられない基準を除く。

(3) 今後のスケジュールについては、

- ASBJが日本基準とIAS(国際会計基準)の主要な差異を分析して、第1フェーズでどのような基準を検討対象とするかを2005年の早い時期にIASBに提案予定。
- 2005年の第一四半期に、キック・オフ・ミーティングを東京で開催予定。

# Press Release



財団法人 財務会計基準機構

Tel 03-5561-9618 FAX 03-5561-9619  
 URL <http://www.asb.or.jp/>

## 企業会計基準委員会と国際会計基準審議会は共同プロジェクトの進め方に合意

平成 17 年 1 月 21 日

企業会計基準委員会（ASBJ）と国際会計基準審議会（IASB）は、本日、現行基準の差異を縮小する共同プロジェクトを立ち上げることで合意しました。当プロジェクトの第一フェーズは、会計基準のコンバージェンスという最終目標への第一ステップとなります。本日の合意は、現行基準の差異を検討することに合意した、平成 16 年 10 月 12 日の発表に続くものです。今回の取り組みは高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスをさらに推進するものであり、国際的な資本市場の発展に資するものと期待しています。

合意事項は、以下の通りです。

- (1) 経済実態や法制度のような市場環境が同等である場合には、双方の概念フレームワーク又は会計基準の背景となる基本的な考え方を判断基準として利用し、現行基準の差異を縮小することを目的として、現行基準の差異を識別し、評価する。
- (2) 双方の概念フレームワークの差異についても検討対象とする。これは、本プロジェクトの中では、別のプロジェクトとして、双方が検討することに合意した時点で行う。
- (3) 検討結果の合意においては、双方のデュー・プロセスを考慮する。
- (4) ASBJ は、日本基準と国際会計基準との主要な差異の全体像を整理し、検討項目を提案する。
- (5) 複数のフェーズに分けて個々の基準の差異を比較検討する。
- (6) 第一フェーズでは、2004 年 3 月 31 日時点で存在する基準を対象範囲とする。ただし、以下の基準を除く。
  - ① IASB と FASB との共同プロジェクトで検討中、あるいは検討予定の基準
  - ② 差異が概念フレームワークや基本的な考え方の相違に起因する基準
  - ③ 最近開発した基準
  - ④ 法制度の制約のある、または日本での適用が現状では考えられない基準
 第 1 フェーズで検討対象としなかった項目については、その後の段階で検討する。

なお、第一フェーズの検討項目は、ASBJ が、今年の早い時期に提案することにしています。上記の合意事項を踏まえて、両者の代表者による第一回会合を、今年第一四半期に東京で開催する予定です。

[お問い合わせ先]

企業会計基準委員会事務局 Tel 03-5561-8449(代)

# 会社法制の現代化に関する要綱案（抄）

## 第3 機関関係

### 3 取締役・取締役会

#### (5) 内部統制システムの構築に関する決定・開示

- ① 内部統制システムの構築の基本方針については、取締役会が設置された株式会社においては取締役会の専決事項とし（商法260条2項、商法特例法21条の7第3項各号），当該決議の概要を営業報告書の記載事項とするものとする。
- ② 大会社については、内部統制システムの構築の基本方針の決定を義務付けるものとする。

（注）委員会等設置会社に係る商法特例法21条の7第1項2号に規定する法務省令で定める事項について、所要の整備を行うものとする。

### 5 会計参与

次に掲げる規律が適用される「会計参与（仮称）」という会社の機関を新設するものとする。

#### (1) 会計参与の設置

株式会社は、定款で会計参与を設置する旨を定めることができるものとする。

#### (2) 会計参与の資格・選任等

##### ① 資格

会計参与は、公認会計士（監査法人を含む。）又は税理士（税理士法人を含む。）でなければならないものとする。

##### ② 兼任禁止

会計参与は、株式会社又はその子会社の取締役、執行役、監査役、会計監査人又は支配人その他の使用人を兼ねることができないものとする。

（注）会計監査人と会計参与とが併存することは妨げられないものとする。

##### ③ 選任方法等

会計参与は、株主総会で選任し、その任期・報酬等については取締役と同様の規律に従うものとする。

### (3) 会計参与の職務等

#### ① 計算書類の作成

会計参与は、取締役・執行役と共同して、計算書類を作成するものとする。

#### ② 株主総会における説明義務

会計参与は、株主総会において、計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければならないものとする。

#### ③ 計算書類の保存

会計参与は、株式会社とは別に、計算書類を5年間保存しなければならないものとする。

#### ④ 計算書類の開示

株主及び株式会社の債権者は、会計参与に対して、計算書類の閲覧等を請求することができるものとする。

#### ⑤ その他

会計参与は、①から④までに掲げるもののほか、計算書類の作成等に必要な権限を有するものとする。

### (4) 会計参与の責任

会計参与の会社・第三者に対する責任については、社外取締役と同様の規律を適用するものとし(商法266条5項, 7項, 12項, 18項, 19項, 266条ノ3参照)、

株式会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象とするものとする。

### (5) 会計参与の登記

会計参与を設置した旨及び当該会計参与の氏名又は名称を登記事項とするものとする。

## 6 会計監査人

### (1) 会計監査人の任意設置の範囲

大企業以外の株式会社は、定款で、会計監査人の設置を定めることができるものとし、みなし大企業の制度は、廃止するものとする。

### (2) 会計監査人の欠格事由

公認会計士法の規定により当該株式会社に係る監査をすることができない者を会計監査人の欠格事由として規定し、商法特例法4条2項1号、3号及び4号前段は削除するものとする。

### (3) 会計監査人の報酬

監査役会（監査役の過半数）又は監査委員会に、会計監査人の報酬の決定に関する同意権限を付与するものとする。

### (4) 会計監査人の株式会社に対する責任

#### ① 会計監査人の株式会社に対する責任の一部免除

会計監査人の株式会社に対する責任について、社外取締役と同様の一部免除制度（商法 266 条 5 項、7 項、12 項、18 項、19 項参照）を導入するものとする。

（注） 社外監査役についても、同様の取扱いをするものとする。

#### ② 株主代表訴訟

会計監査人の会社に対する責任について、株主代表訴訟の対象とするものとする。

### (5) 会計監査人が不適法意見を述べる場合等の措置

会計監査人が不適法意見を述べる場合又は監査のための必要な調査をできなかつた旨を述べる場合には、決算公告において、その旨を明示しなければならないものとする。

### (6) 会計監査人の登記

会計監査人を設置した旨及び当該会計監査人の氏名又は名称を登記事項とするものとする。

## 10 子会社等

### (2) 子会社に関する規定

会社法中の「子会社」（社外監査役等の要件、監査役等の兼任禁止の範囲、定款・計算書類等の閲覧・謄写請求権を行使することができる範囲等）には、株式会社・有限会社のみならず、親会社からの一定の支配権が及び得るとみられる外国会社を含む法人等を含めるものとする。

## 第6 計算関係

### 1 財源規制を課す剰余金の分配の範囲

株主に対する金銭等の分配（現行の利益の配当、中間配当、資本及び準備金の減少に伴う払戻し）及び自己株式の有償取得を「剰余金の分配」として整理して、統一的に財源規制をかけるものとする。

（注1） 次に掲げる場合における自己株式の取得については、財源規制をかけないものとする。

- ① 合併、分割及び営業全部の譲受けにより、相手方の有する自己の株式を取得する場合
- ② 合併、分割、株式交換、株式移転、営業譲渡及び営業譲受けの際の反対株主の買取請求に応じて買い受ける場合
- ③ 単元未満株主の買取請求に応じて買い受ける場合

（注2） 株式会社が（注1）②及び③以外の買取請求に応じて自己株式を買い受ける場合において、払い戻す額が剰余金を分配することができる額（以下「分配可能額」という。）を超えるときは、その超過額の弁済責任（過失責任）を、①払戻しをした取締役・執行役、②買取請求を発生させる行為をした取締役・執行役、③これらの行為を行うことに同意した取締役（これらの行為を行うことにつき取締役会の決議をした場合には、当該決議に賛成した取締役）に課すものとする。

（注3） 商法291条は、削除するものとする。

（注4） 人的分割については、「物的分割+剰余金の分配」という構成とし、分割会社の株主に対して交付される財産が新設会社又は承継会社の株式（一株に満たない端数に相当する金銭を含む。）の場合については、剰余金分配に係る財源規制は課さないものとする。

### 2 財源規制における分配可能額の算定方法

#### （1）分配可能額の計算方法

- ① 分配可能額については、現行法の実質を変更することなく、最終の貸借対照表上の留保利益等から最終の貸借対照表上の自己株式の価額等及び当期に分配した金銭等の価額（現に金銭等の分配又は自己株式の取得をした価額）を控除する方法で算定するよう規定を整理するものとする。
- ② 最終の決算期に係る貸借対照表から算出される分配可能額に、最終の決算期後その分配を行う時までの分配可能額の増減（金銭の分配、資本金の減少等による分配可能額の増減をいい、期間損益による変動は含まないものとする。）を反映させるものとする。

#### （2）純資産額による制限

資本金の額にかかわらず、純資産額が300万円未満の場合には、剰余金があつてもこれを株主に分配することができないものとする。

### (3) 期間損益の反映

期中において決算手続に準じた手続を行うことにより、分配可能額に、その時までの期間損益を反映させる制度を、設けるものとする。

## 3 剰余金分配に係る取締役等の責任

### (1) 分配可能額を超えて剰余金の分配をした場合の責任

分配可能額を超えて剰余金の分配をした取締役又は執行役及び分配議案を作成した取締役又は執行役は、分配をした額について弁済責任を負うべきものとする。ただし、自己の無過失を立証すれば、責任を負わないものとする。

(注) 分配議案の株主総会への提出に同意した取締役及び取締役会の決議に賛成した取締役についても同様の取扱いをするものとし、これらの者は連帯債務者とするものとする。

### (2) 責任の減免

① 分配額に係る弁済責任は、一部免除の対象とはならないものとする。

② 分配額に係る弁済責任のうち、分配可能額を超えて分配された部分については、株主全員の同意による免除を認めないものとする。

### (3) 期末のてん補責任

#### ① 期末のてん補責任を課さない分配

イ 定時総会の決議に基づく株主に対する金銭等の分配(4(3)①の定款の定めがあるときは、貸借対照表等の確定と同時に使う金銭等の分配)については、期末のてん補責任を課さないものとする。

ロ 資本金・準備金の減少の際に併せて剰余金を分配する場合において、分配額が減少額以下のときは、期末のてん補責任を課さないものとする。

#### ② 期末のてん補責任の算定方法

てん補責任が課せられる剰余金の分配の範囲を、決算期から次の決算期までに行われたものとする現行制度を改め、決算の確定時から次の決算の確定時までに行われたものとする。

(注1) いわゆる「欠損」の判定については、最終の決算期後当該決算の確定時までの剰余金分配可能限度額の増減をも反映させるものとする。

(注2) 自己株式の取得に係る責任については、取得した額を弁済すべき額とするものとする。

## 4 剰余金分配手続

### (1) 原則

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、剰余金の分配を決定することができるものとする。

(注) 取締役会を設置する株式会社については、現行の中間配当に相当する制度も維持するものとする。

## (2) 決議要件が加重される場合

### ① 現物配当

株主に対して金銭以外の財産の分配をする場合においては、株主からの請求があれば当該財産に代えてその財産の価額に相当する額の金銭を分配することとする場合を除き、株主総会の特別決議を要するものとする。

### ② 特定の者からの自己株式の有償取得

市場取引・公開買付け以外の方法により、特定の者から自己株式を有償取得する場合には、株主総会の特別決議を要するものとする。

## (3) 取締役会の決議による株主に対する剰余金の分配

### ① 取締役会を設置する株式会社であって、会計監査人を設置し、かつ、取締役の任期をその選任後1年以内の最終の決算期に関する定時総会の終結の時まで、とするもの（委員会等設置会社以外の株式会社にあっては、監査役会を設置したものに限る。）は、定款で剰余金の分配（特別決議を要するものとされる事項を除く。）を取締役会の決議をもって決定することができる旨を定めることができるものとする。

（注）この定款の定めがある株式会社の営業報告書には、剰余金処分の理由その他法務省令に定める事項を記載しなければならないものとする。

### ② ①の定款の定めがある株式会社においては、定款で①により取締役会の決議をもって決定することができる事項を株主総会の決議によって決定することができない旨を定めることができるものとする。

## 5 資本の部の計数

### (1) 資本の部の計数の変動手続

#### ① 原則

株式会社は、いつでも、株主総会の決議によって、資本の部の計数を変動させができるものとする。

（注1）準備金の資本組入れについても、株主総会の普通決議を要するものとする。

（注2）株主総会の普通決議により利益の準備金への計上を認めるものとする。

（注3）4(3)①の定款の定めがある場合には、資本金及び準備金の増減（債権者保護手続を要しない準備金減少を除く。）以外の計数の変動を取締役会の決議をもって決定することができるものとし、4(3)②の定款の定めがある場合には、当該事項を株主総会の決議によって決定することができないものとする。

#### ② 定時総会における資本金の減少の手続の特例

定時総会における資本金の減少であって、減少後なお分配可能な剰余金が生じないときは、その決議要件は、普通決議で足りるものとする。

（注1）資本金を減少する場合には、資本金の準備金への計上を認めるものとする。

（注2）定時総会における準備金の減少であって、減少後なお分配可能な剰余金が生じないときは、債権者保護手続を要しないものとする。

## (2) 資本金・準備金の減少額の上限規制

株式会社の成立後に減少することができる資本金・準備金の額については、制限を設けないものとする。

## (3) 資本金の組入れ額等

① 新株等の発行時における資本金に組み入れるべき額は、「発行価額」ではなく、「払込金額」を基準として算定するものとする。

② 準備金に積み立てるべきものについて、そのすべてを法律において限定列挙することはせず、省令に委任するものとする。

(注) 利益準備金と資本準備金とは、単に「準備金」として整理するものとし、現行の利益準備金の積立てに関しては、分配した剩余金の額の10分の1に相当する額又は資本の額を4で除した額から準備金の額を控除した額のいずれか少ない額を積み立てるべきものとし、積立てに充てる原資は、分配する剩余金の原資の区分によるものとする。

## 6 その他

### (1) 定時総会の開催時期

監査役、会計監査人等に貸借対照表等を提出してから一定期間を経過しなければ定時総会を開催することができないとする規制は、廃止するものとする。

### (2) 取締役会の設置されていない株式会社の貸借対照表等

取締役会の設置されていない株式会社の貸借対照表及び損益計算書については、会計監査人を設置している場合であっても、株主総会の承認を要するものとする。

### (3) 株主持分変動計算書

株式会社は、貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に加え、株主持分変動計算書を作成し、これらの書類（附属明細書を除く。）を株主に送付しなければならないものとする。

(注1) 利益処分又は損失処理に関する議案については、4(1), 5(1)①, 6(4)等他の手続に吸収するものとし、会社法上は、特に規定しないものとする。

(注2) 現行有限会社法44条ノ2第2項（各社員に会計帳簿の閲覧等請求権を与えた場合における附属明細書の作成免除）に相当する制度は廃止するものとし、附属明細書の記載内容については、記載事項の合理化等所要の措置を講ずるものとする。

### (4) 役員賞与

委員会等設置会社以外の株式会社におけるいわゆる「役員賞与」その他の取締役等に対して与える財産上の利益については、会計処理の在り方にかかわらず、株主総会の決議により定めるものとする。

### (5) 決算公告

株式会社は、その規模及び選択した機関設計の在り方にかかわらず、決算公告をしなければならないものとする。

(注1) 損益計算書又はその要旨を公告しなければならない株式会社の範囲は、会計監査人を設置することが義務付けられる会社とするものとする。

(注2) 有価証券報告書を提出している株式会社であって、EDINET等において当該報告書が公開されている株式会社については、決算公告を要しないものとする。

## 企業会計基準委員会(ASBJ)による基準策定状況

### ○最近開発された基準等

- ・適用指針「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(平成15年10月31日)
- ・実務対応報告「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(平成16年2月13日)
- ・実務対応報告「役員賞与の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年3月9日)
- ・実務対応報告「固定資産の減損に係る会計基準の早期適用に関する実務上の取扱い」  
(平成16年3月22日)
- ・実務対応報告「排出量取引の会計処理に関する当面の取扱い」(平成16年11月30日)

### ○現在開発中の基準等

- ・「ストック・オプション等に関する会計基準」  
公開草案を平成16年12月28日に公表。
- ・「『退職給付に係る会計基準』の一部改正」及びその適用指針  
公開草案を平成17年1月13日に公表
- ・「事業分離等に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」
- ・「所有権移転外ファイナンス・リース取引の会計処理」  
中間報告を平成16年3月24日に公表

〔平成16年11月16日〕  
〔金融庁〕

## ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明している。これは、ディスクロージャー制度に対する国民の信頼を揺るがしかねない事態であると認識しており、ディスクロージャー制度に対する信頼性の確保に向け、以下の方策を強力に推進していくものとする。

(中略)

### 3. 開示制度の整備

開示制度をめぐる、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける検討の中で、以下の事項についての検討を要請する。

- (1) 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方

(略)

## 米企業改革法(Sarbanes-Oxley Act)セクション404 における内部統制報告書の概要

(2002年7月25日両院で可決、30日大統領署名・成立)

- 米企業改革法セクション404及びRegulation SKにより、SEC登録会社は、年次報告書に、財務報告のための適切な内部統制の構築・維持の責任を明らかにし、当該内部統制の有効性の評価結果を記載した内部統制報告書を含めなければならない。
- SEC登録会社は、経営者による内部統制の有効性の評価を合理的にサポートするための文書を含む、証拠を維持しなければならない。
- さらに、当該会社の監査人は、内部統制報告書における有効性評価について、監査を実施しなければならない。(SEC登録企業は、2004年11月15日以降の決算期から、SECに登録している日本企業は2005年7月1日以降の決算期から適用。)

# 有価証券報告書等の記載内容の 適正性に関する代表者の確認

## ○ 企業内容等の開示に関する内閣府令

### (有価証券報告書の添付書類)

第十七条 法第二十四条第六項(法第二十七条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により有価証券報告書に添付すべき書類として内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げる有価証券の発行者の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。ただし、第一号イ若しくはハからホまで又は第二号ホに掲げる書類(以下この条において「定款等」という。)については、定款等を添付して提出することとされている有価証券報告書の提出日前五年以内に法第二十四条第六項の規定により添付して提出されたもの(以下この条において「前添付書類」という。)がある場合には、定款等と前添付書類とで異なる内容の部分とする。

#### 一 内国会社

イ～ホ (略)

～ 当該有価証券報告書の提出者の代表者が当該有価証券報告書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面を当該有価証券報告書に添付しようとする場合における当該書面

#### 二 外国会社 (略)

2 (略)

## ○ 企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)

### (代表者による適正性の確認)

5-29-2 開示府令第10条第1項第1号に規定する「書面」には、おおむね次の事項を記載し、当該有価証券届出書に記載された事項が適正であると確認した代表者がその役職を表示して自署し、かつ、自己の印を押印するものとする。

- ① 当該有価証券届出書の記載内容が適正であることを確認した旨
- ② 当該確認を行った記載内容の範囲が限定されている場合はその旨及びその理由
- ③ 当該確認を行うに当たり、財務諸表等が適正に作成されるシステムが機能していたかを確認した旨及びその内容
- ④ 当該確認について特記すべき事項

なお、開示府令第17条第1項第1号へ又は第18条第2項若しくは第3項第3号に規定する「書面」は、これに準じて作成するものとする。

平成 16 年 12 月 24 日

## 金融審議会金融分科会第一部会報告 —ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて—

(中略)

### 2. 財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査のあり方

証券取引法において、有価証券報告書は投資者に企業情報を開示する基本的かつ最も重要な開示書類であり、有価証券報告書の開示内容について不適正な事例が相次いでいる最近の事態は、投資者の証券市場に対する信頼を揺るがしかねない重大な事態であると認識している。

最近の事例を見ると、ディスクロージャーの信頼性を確保するための内部統制が有効に機能していなかったのではないかといったことがうかがわれ、また、日本公認会計士協会による調査においても、会計監査について、現状では、内部統制の評価等に費やされる時間が海外に比べて少ないとデータが報告されている。このような状況を踏まえると、ディスクロージャーの信頼性を確保するため、内部統制の強化を図る方策が真剣に検討されるべきである。

この点に関連して、米国の企業改革法においては、経営者に年次報告書の開示が適正である旨の宣誓を義務づけるとともに、財務報告に係る内部統制の有効性を評価した内部統制報告書の作成を経営者に義務づけ、さらに、これについて公認会計士による検証を受けることとされている。この米国の手法については、内部統制の有効性評価に当たっての事務コストが、とりわけ事務プロセスの文書化に関して多大である、あるいは、米国流のコーポレート・ガバナンスの基準に基づくものであり、日本には必ずしも馴染まないといった指摘がある一方、我が国においても、内部統制を構築し有効に機能させる責任が経営者にあることは明らかであり、実効性を失わせない形でできる限りタイムリーでコストがかからないようにする等の工夫はあるにせよ、その有効性は否定できないとの指摘がある。

我が国では、平成16年3月期決算から、会社代表者による有価証券報告書の記載内容の適正性に関する確認書が任意の制度として導入されており、その中では財務報告に係る内部統制システムが有効に機能していたかの確認が求められている。また、主要金融機関は、バーゼル銀行監督委員会のフレームワーク等に従って、平成15年3月期決算から前倒しでこの確認書を提出しており、これに

関して、日本公認会計士協会は監査に係る実務指針を公表している。さらに、平成16年3月期決算においては、主要金融機関以外でも、数十の会社から確認書が提出されている。

内部統制の強化を図っていくためには、この制度の一層の活用を促していくことが重要であり、このためにも、この確認を行うための基準及びこの確認の内容について会計監査人の検証を得ようとする場合の検証の基準についての明確化を図っていくことが重要である。

このような状況を踏まえ、以下の対応を強く求めたい。

- (1) 諸外国の実例や我が国の会社法との整合性等にも留意しつつ、財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を早急に図るべきである。
- (2) これを通じて、会社代表者による確認書制度の活用を促していくとともに、当該基準に示された実務の有効性や諸外国の状況等を踏まえ、その義務化の範囲や方法等が適切に判断されるべきである。

(略)

〔平成16年12月24日  
金融庁〕

## ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について

10月中旬以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁では、本年11月16日、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表した。その後、約1ヶ月が経過した、この機会をとらえ、これまでの作業の進捗状況や全開示企業による自主的点検の回答状況等を踏まえ、今般、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）」をとりまとめ、公表することとした。金融庁においては、以下の方策を、引き続き強力に推進していくものとする。

（中略）

### 3. 開示制度の整備

本日とりまとめられた金融審議会第一部会報告を踏まえ、以下の対応を行う。

#### （1）財務報告に係る内部統制の有効性に関する経営者による評価と公認会計士等による監査

現在任意の制度として導入されている経営者による確認書制度の活用を促すとともに、経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の基準の明確化を企業会計審議会に要請し、当該基準に示された実務の有効性等を踏まえ、評価及び検証の義務化につき検討する。

（中略）

### 4. 公認会計士等に対する監督

#### （1）会計監査をめぐる最近の非違事例等を踏まえ、審査体制、業務管理体制など監査法人の内部統制に重点を置いた公認会計士・監査審査会によるモニタリング及び立入検査を実施する。

また、公認会計士・監査審査会は、引き続き、①個人会計士が行う監査が品質管理という観点から問題を生じていないか、②長期間監査を継続している監査人について、独立性、品質管

理の観点から問題を生じていないか等に留意したモニタリング等を実施する。

(2) 会計監査をめぐる最近の非違事例やモニタリングの結果等を踏まえ、監査法人における内部統制の強化や品質管理の向上等に向けて、監査基準や実務指針の見直しなど所要の検討を企業会計審議会及び日本公認会計士協会に要請する。

(略)

平成16年12月17日  
金 融 厅

監査法人及び公認会計士の懲戒処分等について

1. 学校法人東北文化学園大学(宮城県仙台市)に係る私立学校法に基づく財産目録監査(平成9年8月)及び私立学校振興助成法に基づく監査(平成11年度～平成13年度)に関し、当該監査証明を行った[監査法人]及び当該監査証明に係る[業務執行社員]に対し、本日、以下の懲戒処分等を行った。

○[監査法人] 戒告処分

○[公認会計士] 平成16年12月26日から平成17年6月25日までの6か月の業務の停止

2. なお、[監査法人]に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

## (事案の概要)

1. 平成11年4月に開設された当該大学は、架空の寄附等を偽装することにより学校法人の負債を隠蔽等した財産目録を添付して文部省（当時）に認可申請し、認可を受けている。

また、平成11年度以降の各会計年度において、多額の負債を除外した会計帳簿を別途作成し、これに基づき作成した計算書類を日本私立学校振興・共済事業団に提出し、私立学校振興助成法に基づく補助金を受給した。

2. 当該監査法人の行った当該大学に係る私立学校法及び私立学校振興助成法に基づく監査証明について、当庁の調査の結果、以下の問題点が認められた。

### (1) 私立学校法に基づく設置認可申請に係る財産目録監査（平成9年8月）

#### ○ 現物寄附に係る確認手続の問題

設置財源に占める寄附の割合が極めて高いにもかかわらず、

- ・現物寄附に係る確認を領収書等ではなく見積書等で実施し、大学がリース取引で取得したものとの事実に気がつかなかった。
- ・車両など登録等が行われる物品について、車検証等の登録名義の変更を確認せず、架空寄附に気がつかなかった。

#### ○ 土地売却益の妥当性の検証手続の問題

取得後半年で取得価額の2倍以上の金額で売却している土地取引について、売買価格の妥当性や相手先などの追加的検証を行わず、本取引に係る売却収入の財産目録への計上を容認することとなった。

### (2) 私立学校振興助成法監査（平成11年度～平成13年度）

#### ○ 預金口座の残高等確認手続の問題

残高確認等のための取引先銀行に対する確認状の投函を大学側に依頼し、また、大学側から提示された預金通帳のコピーでのみ確認したため、確認状やコピーの改ざんを許すこととなった。

#### ○ 税務関係書類の確認手続の問題

大学は、租税特別措置法の規定に基づき、借入債務が計上された計算書類を税務当局に提出していたが、関与社員は、同法の規定を承知しておらず、2種類の計算書類が作成されていたことを把握できなかった。

#### ○ 監査意見表明に当たっての審査の問題

平成11年度は、監査実務指針に違反して審査を受けずに監査意見を表明した。

また、平成12年度以降においても、要注意点について深度ある審査が行われたとは認められない。

(3) 業務管理体制の問題

- ① 監査手続の内容が十分に判断できないなど監査調書作成の不備が認められる。
- ② 平成9年度の計算書類に係る監査調書を合併後の事務所移転の際等に紛失した。
- ③ 意見対立等により監査契約が中途解除された場合に、監査契約について本部審査等を受けることが求められているが、関与社員は審査等を受けず、また、監査法人もそうした事実を把握できる体制になっていない。

3. 以上のことから、当該監査法人は、公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法第34条の21第1項第2号及び第3号に規定する「社員が相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明したとき」及び「監査法人の業務の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められる。

また、当該監査証明に係る業務執行社員であった当該関与公認会計士は、同じく公認会計士法の一部を改正する法律（平成15年法律第67号）による改正前の公認会計士法第30条第3項において準用する同条第2項に規定する「相当の注意を怠り、重大な虚偽等のある財務書類を重大な虚偽等のないものとして証明した場合」に該当すると認められる。

平成17年1月25日  
金 融 厅

### 監査法人の処分等について

1. 株式会社あしぎんフィナンシャルグループ及び株式会社足利銀行に係る監査証明（平成15年3月期決算及び平成15年9月中間決算）に関し、公認会計士法に基づく調査を行った結果、当該監査証明を行った【監査法人】について、①地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備、②監査調書作成等に係る業務管理体制の不備が認められた。
2. このことは、公認会計士法に規定する「監査法人の運営が著しく不当と認められるとき」に該当すると認められ、本日、【監査法人】に対し、戒告処分を行った。
3. なお、【監査法人】に対しては、公認会計士法第49条の3第1項の規定に基づき、審査・教育体制及び業務管理体制を含む監査法人の運営について、対応策等に係る報告を求めることとする。

(参考)

(1) 地方事務所に対する審査体制及び指導・教育体制の不備

平成15年3月期決算について、①貸倒引当・償却の妥当性の検証が、監査リスクの高いものとして監査計画上、重点項目とされていた、また、②監査法人が監査を行っている全国の地銀、第二地銀等の監査や金融検査の状況が監査法人本部において集約可能であった等にもかかわらず、監査意見表明に当たっての審査は地区審議会で終了し、本部審議会に付議されていない。また、審査の過程でどのような判断の下にそのような処理が行われたかを示す十分な記録が残されていない。

監査法人本部は、監査法人が監査を行っている全国の地銀・第二地銀の監査や金融検査の状況等を知り得る立場にあり、監査法人本部において事案を的確に管理し、集約した情報を関連した地方事務所に伝達し、適切な指示を行うなり本部審議会で検討していれば、平成15年3月期における貸倒引当・償却に係るいくつかの監査上の問題点につき、より深度ある監査を行うことが可能であったものと認められる。

以上のこととは、監査基準で定められている「監査の質の管理」に抵触するものと認められる。

(2) 監査調書作成等に係る業務管理体制の不備

平成15年3月期及び平成15年9月中間決算について、監査証明業務を執行した関与公認会計士が作成した監査調書には、監査の内容、判断の過程や結果が十分に記載されていないなどの不備が認められる。このことは、監査基準で定められている「監査調書の記録保存」に抵触すると認められ、監査法人はそうした状態を看過していたものであり、監査法人の業務管理体制には不備があるものと認められる。

## 国際監査基準(ISA)をめぐる動向

### 1. 「国際監査・保証基準審議会」(IAASB)と「国際監査基準」(ISA)について

世界の会計士団体の国際組織である「国際会計士連盟」(IFAC)の「国際監査実務委員会」(IAPC)は、1980年代から監査の国際的基準(ISA)の策定作業を行ってきた。2002年4月には、IFACの組織改革の中で、「国際監査・保証基準審議会」(IAASB)として再編された。18名の理事からなるIAASBの理事会でISAの策定・承認を行っている。

(注1)IAASBには、山浦久司教授(企業会計審議会委員)がオブザーバーとして参加している。

(注2)「公益監視委員会」(PIOB)の設立:IFACによるISA等の基準設定活動に対して、公益の観点から監視を行う機関である公益監視委員会(PIOB)の設立が検討されている。

### 2. 「国際監査基準」(ISA)をめぐる動向について

#### (1) 欧州における「国際監査基準」(ISA)の採用の動向

欧州委員会(EC)が、2004年3月に公表した「欧州連合(EU)における法定監査に関する指令案」では、ECが採択する国際的監査基準(international auditing standards)に従って法定監査が行われるべきとしており、ISAの採用の条件として①国際的に一般的に認められており、かつ適正なデュープロセス、公的監視および透明性をもって整備されること、②高水準の信頼性を提供すること、③欧州の公共のためになること、が挙げられている。欧州におけるISAの適用は2007年以降になると見込まれている。

#### (2)「国際監査・保証基準審議会」(IAASB)での検討項目

- ①最近導入された基準:「企業とその環境の理解及び重要な虚偽表示リスクの評価」、「評価したリスクに対応する監査人の手続」等
- ②現在検討されている主な事項:「クラリティー(ISAの記載内容の明確化等)」、「監査調査」等
- ③今後の検討項目としては、「内部統制に関する報告」が策定計画案に盛り込まれている。

## プロジェクト・タイムテーブル

	タイトル	Status	2004年 12月	2005年 3月	2005年 6月	2005年 9月	2005年 12月	2006年 3月	2006年 6月	ISAの 適用日
1	財務諸表監査を律する目的及び原則 Objective and General Principles Governing an Audit of Financial Statements (ISA200)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
2	企業とその環境の理解及び重要な虚偽 表示リスクの評価 Understanding the Entity and Its Environment and Assessing the Risks of Material Misstatement (ISA315)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
3	評価したリスクに対する監査人の手続 The Auditor's Procedures In Response to Assessed Risks (ISA330)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
4	監査証拠 Audit Evidence (ISA500)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
5	財務諸表監査における品質管理 Quality Control for Audits of Historical Financial Information (ISA220)	Final								2005年6月15日以後開始事業年度
6	事務所における品質管理 Quality Control for Firms That Perform Audits and Reviews of Historical Financial Information, and Other Assurance and Related Services Engagements (ISQC1)	Final								2005年6月15日までに轉換
7	財務諸表監査における不正への対応 The Auditor's Responsibility to Consider Fraud in an Audit of Financial Statements (ISA240)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
8	監査計画 Planning (revised ISA 300)	Final								2004年12月15日以後開始事業年度
9	監査報告書 Auditor's Report (revised ISA 700)	Current project	Issue Final							—
10	クリティカル (ISAの記載内容の明確化 等) Clarity of IASB Standards	Current project	Full Review	Issues Final						—

	タイトル	Status	2004年 12月	2005年 3月	2005年 6月	2005年 9月	2005年 12月	2006年 3月	2006年 6月	ISAの 適用日
11	会計上の見積り Accounting Estimates (revised ISA 540)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
12	監査上の重要性 Audit Materiality (revised ISA 320)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
13	監査調査 Documentation (revised ISA 230)	Current project			Full Review	Issue Final				—
14	コミュニケーション Communication (revised ISA 260)	Current project	Issue ED			Full Review	Issue Final			—
15	関連当事者 Related Parties (revised ISA 550)	Current project		First Read	Issue ED		Full Review	Issue Final		—
16	特殊目的の監査報告書 Auditor's Report on Special Purpose	Current project	First Read	Issue ED		Full Review	Issue Final			—
	Audit Engagements (revised ISA 800)									
17	グループ・オーディット(連結財務諸表 監査等) Group Audits (revised ISA 600 and new IAPS)	Current project	Second Read-Re-ED	Issue Re-ED		Full Review	Issue Final			—
18	限定意見等に関する監査報告書 Modifications to the Auditor's Report (new ISA 701)	Current project	First Read	Issue ED		Full Review	Issue Final			—
19	経営者による確認証書 Representations (revised ISA 580)	Current project		Issues Paper	First Read	Issue ED		Full Review		—
20	中間財務情報のレビュー Review of Interim Financial Information (new ISA)	Current project		Issues Paper	First Read	ED / Re-ED		Full Review		—
21	IAASB のデューペロセス Due Process	Current project			Full Review / Issue Final					—
22	コンフォート・レター Comfort Letters	Current project								—
23	アクション・プラン IAASB 2005-2006 Action Plan	Current project		Discussion	Approval					—
24	コンバージェンス Convergence (Policy Statement)	Current project								—

# 金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおける 審議項目

## 開示制度をめぐる論点項目

### 1. 基本的な考え方

近年、開示制度は大幅に改善されてきている。一方で、

- ① 開示制度が全体として真に体系的・合理的なものになっているか
- ② 開示に対する信頼が真に定着しているか
- ③ 開示制度が真に使い勝手のよいものとなっているか

との指摘。近年のあゆみを点検し、今後の進むべき方向を幅広く検討していく必要。

### 2. 論点

#### (1) 開示制度の体系化・合理化

##### ○ 四半期開示の制度化

- ▶ 東証等において四半期開示が進んでいる中、四半期開示を証券取引法上、制度化することの是非についてどう考えるか。
- ▶ 仮に制度化するとした場合、これに併せて検討しておくべきことがあるか。仮に制度化しないとした場合、現行の開示について改善を検討しておくべきことがあるか。
- ▶ 上記に関連して、有価証券報告書等の証券取引法上の開示と取引所ルールに基づく開示との役割分担をどう考えるか。

##### ○ 証券取引法の開示規定の再編

- ▶ 現行の開示制度は性質の異なる有価証券に対して基本的には单一の枠組みを当てはめ、その中で生じてくる実務的な不都合等に個別に対応するという結果になっているとの指摘がある。ファンドなどをはじめとした有価証券の範囲の拡大、多様化等の状況にかんがみ、有価証券をその性質や流通性等に応じて分類し、その分類ごとにふさわしい開示手続、開示内容等のあり方を検討し、必要があれば改めて法的な整理を行っておくことの必要性についてどう考えるか。

#### (2) 開示に対する信頼・実効性確保

##### ○ 内部統制の健全性確保と適切な会計監査

- ▶ 企業における内部統制の十分な健全性確保に向けてどのような具体的な方策が考えられるか。
- ▶ 内部統制リスクを含むリスクの的確な評価と監査手続・監査時間の適切な選択に向けてどのような具体的な方策が考えられるか。

##### ○ IR活動及びアナリスト機能の強化と公正な開示

- ▶ 企業情報が専門化、複雑化する中、個人投資家等への適切な投資情報の提供との観点から、IR活動やアナリスト機能の強化等についてどう考えるか。
- ▶ 一方で、公正な開示を確保していく観点から、例えばアナリスト等の中立性確保や米国で導入されているフェア・ディスクロージャー規制（重要情報の選択的開示の禁止）等についてどう考えるか。

### (3) 「使い勝手のよい」開示制度

#### ○ 規制改革等の推進

- ▶ 投資判断に必要な情報を的確に投資家に提供することを前提としつつ、開示制度の利便性を高めるとの観点から、現行制度に改善・工夫の余地がないか。

#### ○ 開示手続の電子化

- ▶ 本年6月から有価証券届出書、有価証券報告書等の開示書類はEDINETによる提出が義務づけられているが、EDINETによる提出の義務付け範囲の拡大、EDINETの今後の機能拡充についてどう考えるか。
- ▶ 財務情報を標準化し作成・流通・利用を容易にするコンピュータ言語であるXBRLを将来的にEDINETにも導入することについてどう考えるか。これに向けて、適切なタクソノミー（電子的ひな形）の策定など、XBRLの普及に向けた関係者の努力をどのように促していくか。

## 3. 審議の進め方

上記の論点については、専門的、実務的な観点からの検討が必要であると考えられることから、まず、ディスクロージャー・ワーキング・グループにおいて審議し、その結果を踏まえて第一部会で審議する（審議は、年度内のできるだけ早い時期に取りまとめることを念頭に進める。）。

(以 上)

# 金融改革プログラム

## —金融サービス立国への挑戦—

(会計・監査関連部分抜粋)

〔平成16年12月24日  
金融庁〕

### 2. 具体的施策

#### I. 活力ある金融システムの創造

##### (2) ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市场インフラの整備

###### ◇ 市場機能の充実と市場の信頼性の向上

➤ 競争原理の下で市場の持つ可能性を最大限活用する金融システムを構築し、自己責任による資産形成の要請など幅広い利用者のニーズに応えていく観点から、情報開示の充実等を通じて直接金融・市場型間接金融に対する利用者の信頼を高め、市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展を促す。

###### ○ 企業開示制度の一層の充実

・ 財務報告に係る内部統制の強化、ガバナンス情報の充実、四半期開示等

###### ○ 監査法人における内部統制の強化や、非監査業務との利益相反防止等に向けた取組みの促進及び行政・公認会計士協会によるチェック（公認会計士・監査審査会による監査法人の検査を含む）

###### ○ 市場行政当局の体制整備

・ 課徴金制度及び執行体制の強化、市場監視体制の一元化、自主規制機関との適切な連携等

##### (3) 国際的に開かれた金融システムの構築と金融行政の国際化

###### ◇ 金融の国際化・構造変化に対応した制度等の構築

➤ 國際的な金融の規制緩和に伴う金融機関の諸機能の分化・専門化やコングロマリット化・国際化、新たな取引形態・商品の登場による金融サービスの多様化等の構造変化に対応した制度整備、金融行政の体制整備を行う。

###### ○ 新たな金融経済取引の登場に対応し得る会計ルールの整備促進

###### ◇ 金融行政の国際化と国際的なルール作りへの積極的参加

➤ 國際化や金融コングロマリット化の進展に伴い、海外監督当局との連携強化の必要性が増すとともに、規制・基準の収斂の動きが加速している。こうした状況を踏まえ、内外無差別の原則を貫徹し、わが国の金融システム及び金融市场を明確な理念及びルールに基づいた普遍性のあるものにすると同時に、金融に関する国際的なルール作りに受身ではなく、戦略的見地から積極的に参加し、主導的な役割を果たすべく努力する。

###### ○ 会計基準の国際的な収斂に向けた積極的対応